

国立研究開発法人海洋研究開発機構が
達成すべき業務運営に関する目標（案）
（中長期目標）

令和 8 年〇月〇日

文部科学省

目次

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II	中長期目標の期間	2
III	研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	2
1.	海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進	2
(1)	地球環境の動態理解と変動予測のための研究開発	3
(2)	地球変動帯で発生する地震及び火山活動の諸現象に関する研究開発	3
(3)	海洋生態系の進化・動態・機能利活用に関する研究開発	4
(4)	海洋地球の物質科学と資源の持続的活用に資する研究開発	4
(5)	海洋地球情報の高度化及び将来予測のためのデジタルツインに関する研究 開発	5
(6)	先端的な海洋エンジニアリング研究とシステム開発	6
2.	新たな価値を実現する海洋科学技術の研究開発基盤の維持・強化	6
(1)	海洋研究プラットフォームの整備・運用・供用及び技術的向上	6
(2)	計算機システム等研究開発基盤の整備・運用・供用及び技術的向上	6
3.	研究開発成果の発信を通じた共創・循環システムの構築	7
(1)	普及広報活動の推進と未来を担う海洋科学人材の育成	7
(2)	産学官との共創によるイノベーションへの貢献	7
(3)	海洋科学技術に関する政策・プロジェクトへの知見の提供	7
IV	内部統制及び業務効率化に関する事項	8
1.	内部統制の実施	8
2.	業務の合理化・効率化	8
V	財務内容の改善に関する事項	9
VI	その他業務運営に関する重要事項	9
1.	トップマネジメントの強化	9
2.	人事に関する事項	9
3.	施設及び設備に関する事項	10

別添 1 国立研究開発法人海洋研究開発機構に係る政策体系図

別添 2 国立研究開発法人海洋研究開発機構の使命等と目標との関係

※Ⅲの「1.」「2.」「3.」の各項目を一定の事業等のまとまりとする。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

機構は、平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする法人である。

第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、海洋科学技術は、大きな価値を生み出す国家戦略上重要な科学技術として位置付けられている。また、第 4 期海洋基本計画（令和 5 年 4 月 28 日閣議決定）においては、支柱である「総合的な海洋の安全保障」及び「持続可能な海洋の構築」とともに、着実に推進すべき主要施策として、科学的知見の充実、海洋における DX の推進、北極政策の推進、国際連携・国際協力、海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進等が位置付けられている。加えて、海洋基本計画に掲げられている施策のうち、海洋立国の実現に向けて我が国の総合的な国力の向上その他の国益の観点から特に重要なミッションが定められた海洋開発等重点戦略（令和 6 年 4 月 26 日総合海洋政策本部決定）においては、海洋状況把握（MDA）及び情報の利活用の推進及び北極政策における国際連携の推進等が位置付けられている。

国際的な状況をみると、「持続可能な開発目標（SDGs）」（平成 27 年 9 月国連持続可能な開発サミット）が採択され、海洋科学の推進により SDG14「海の豊かさを守ろう」を達成するため、令和 3 年から令和 12 年までの 10 年間に集中的に取り組む「持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年」（平成 29 年 12 月第 72 回国連総会決議）が宣言された。さらに、「G7 海洋の未来イニシアチブ」（平成 28 年 5 月）が発足し、海洋観測の強化等の推進が支持されるとともに、G7 科学技術大臣会合仙台コミュニケ（令和 5 年 5 月）において、両極域と深海をはじめとするデータ空白域における観測の強化や研究調査船、アルゴフロート、係留系、衛星等の海洋観測プラットフォームを利活用した包括的な海洋観測の実施や海洋のデジタルツインの開発による観測とモデリングの両方の利用の向上が盛り込まれており、海洋の重要性は我が国のみならず国際的な共通認識となっている。このほか、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）で示された 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組など、国際的な共通認識となっている気候変動対策についても考慮する必要がある。

機構は、これまで海洋の幅広い分野で顕著な成果を創出してきた。本中長期目標期間においては、上述の国内外の状況の変化やそれに伴う課題を踏まえ、複数の研究船や探査機等を保有し、運用している機構の強みを生かした海洋の調査・観測や多様な研究開発による高水準の成果の創出及びその普及・展開等、引き続き我が国の海洋科学技術の中核的機関としての役割を担うことが政策上求められている。ま

た、その際、我が国全体としての海洋科学技術の研究開発成果を最大化するために、産業界、大学、研究機関、府省庁、地方公共団体等との更なる連携も必要不可欠であり、関係機関との分担や協働の在り方を最適化し、現状の連携をより一層強化するとともに、新たな協働体制を確立することが期待される。加えて、これらに取り組むために必要な人材の育成・確保や、財務基盤の強化とともに、機構内での分野間の連携を推進しつつ機構一体となって課題に取り組むため、組織の見直しに係る検討及びガバナンスの強化に向けた取組が求められる。

さらに、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づき策定された「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和 5 年 7 月 4 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）や「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）を踏まえ、独立行政法人はサイバーセキュリティ対策やデジタル社会に向けた取組を講じることが求められている。加えて、国際的に信頼性のある研究環境を構築するとともに、研究者が安心して研究できる環境を守るため、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」（令和 6 年 3 月 29 日関係府省申合せ）及び「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和 3 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略推進会議決定）等を踏まえ、機微技術・情報の流出防止措置などの研究セキュリティ・研究インテグリティの確保を徹底するための適切な対応を講じることが求められている。

Ⅱ 中長期目標の期間

機構の当期の中長期目標の期間は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 15 年（2033 年）3 月 31 日までの 7 年間とする。

Ⅲ 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進

機構は、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画、第 4 期海洋基本計画、海洋開発等重点戦略等を踏まえ、国民からの期待に応えていくため、これまでの取組を一層発展させて、海洋に関する科学的知見の充実を図るとともに、以下に示すような課題に取り組む必要がある。

- ・「総合的な海洋の安全保障」に資する海洋由来の自然災害への対応の強化、MDA 体制の確立に資する海洋調査・観測体制の強化
- ・「持続可能な海洋の構築」に資する海洋環境の維持・保全と持続可能な利用、膨大な海洋情報の集約、解析及び予測に係る研究開発の推進
- ・海洋科学技術分野における我が国の研究開発力の強化や国際的なプレゼンスの向上、イノベーションの創出、人材育成と国民の理解の増進への貢献

このため、本中長期目標期間中において、以下の（１）～（６）の研究開発課題

に重点的に取り組む。その際、研究の関連性を踏まえた研究開発課題間の連携が求められる。また、研究開発により得られた科学的なデータ、知見等と AI との融合による「AI for Science」が科学技術を飛躍的に高度化させつつあることを踏まえ、研究開発課題に取り組む必要がある。加えて、研究者の自由な発想や独創的な視点を活かして、次世代海洋科学技術を支える新たな知の創出に資する挑戦的・独創的な研究開発を推進するとともに、これらの研究開発を支える基盤的技術の開発に取り組む。

(1) 地球環境の動態理解と変動予測のための研究開発

近年、地球温暖化等の地球環境変化の加速に伴う経済・社会に与える影響の顕在化、深刻化が危惧されており、第4期海洋基本計画やSDGs、国連海洋科学の10年、パリ協定等においても、持続可能な海洋の構築や気候変動への対応は政策上の重要課題として位置付けられている。膨大な体積、熱容量を有する海洋は、様々な時空間規模で進行する地球環境変化において重要な役割を果たしていることが知られている一方、その実態には未解明な部分が多く残されている。例えば、地球温暖化の影響が最も顕著に出現し、全球的な環境にも即時的に影響を及ぼし得る北極域に関連した地球環境変動の理解は国際的にも大きな研究課題となっている。また、人間活動の地球環境への影響は地球温暖化のみならず海洋酸性化や生態系変動等、様々な形で顕在化してきており、地球環境変化と人間活動の相互作用にも注視しつつ、地球環境変化とその動態を理解し、将来を予測することが求められている。

このため、機構は、地球環境の現状を把握し、その動態を探る観測及び予測に係る研究開発を推進する。また、国際的な研究枠組みや協力体制を活用し、北極域、北太平洋、熱帯太平洋を重点海域としつつ、重点海域に加えインド洋、南大洋を含む海盆において海洋表層から深層まで物理、化学、生物の変量の観測、及び地球環境変動に関わる多彩な観測等を実施する。さらに、それらをベースにした数値実験を含む様々な解析研究を通し世界的な課題となっている地球環境の変動の動態を解明するとともに、全球スケール及び海盆スケールの様々な現象の予測研究に取り組む。加えて、科学的要請に従った高精度化、長寿命化に基づく観測網の効率化に取り組み、合理的な計算・解析手法の開発・実装を行うことで、研究成果の最大化を促進する。

これらの研究開発により得られた科学的なデータや知見を、国内外の各種活動を通じて提供することで、我が国及び国際社会における政策の立案等に貢献する。

(2) 地球変動帯で発生する地震及び火山活動の諸現象に関する研究開発

海洋プレートが沈み込む変動帯である日本列島では、南海トラフ地震や海底火山噴火等、大規模災害をもたらす地震・火山活動が活発であり、我が国は防災・

減災対策の更なる強化が求められている。そのための具体的な検討を進めるには、海域における地震・火山活動に関する諸現象の解明や地球内部の様々な変動現象の理解が欠かせないものの、現在は観測データも十分に揃っていない状況にあり、観測体制の構築と、データの取得・解析を通じたメカニズムの理解等の科学的知見の充実が課題となっている。

このため、機構は、地震、火山に関する諸現象の解明にとどまらず、地球内部の様々な変動現象の理解に取り組むとともに、国の関係機関や大学と連携して、日本周辺海域や環太平洋域において、研究船や各種観測手段を用いて海域における地震、火山に関わる調査・観測を実施する。また、リアルタイムでの観測技術及び地下構造モデルを考慮した解析手法開発を行い、(5) と連携してこれら調査・観測によって得られるデータの分析・解析を行う。さらに、プレート収束域である沈み込み帯のダイナミクスを理解することにより、地震・火山活動の現状把握と実態解明を行う。

これらの研究開発により得られた科学的知見を地震調査研究推進本部や火山調査研究推進本部等の国、地方公共団体、関係機関等に提供することで災害の軽減に資するとともに、我が国と同様に地震・火山活動による災害が多発する各国への調査観測の展開や研究成果の応用を試みる。

(3) 海洋生態系の進化・動態・機能利活用に関する研究開発

我が国の周辺海域には、多様な生物や微生物で構成される多様な生態系が広がり、その存在と機能が地球の基盤をなす独自の進化や多様性の創出・維持に大きな役割を果たしてきた。特に、深海・海底・極域等の科学的調査が進んでいない海域には、表層域とは異なる極限環境生態系が構築され、数多くの未発見の生物が生息していると考えられ、今なお人類に残されたフロンティアである。この中には近い将来の地球環境変動によって大きな影響を受ける種や機能、或いは人類社会の持続的発展にとって有用な機能を持つものも存在し得るため、これら未知の生態系の構造や機能の発見・解明が必要である。

このため、機構は、機構が持つ深海調査機能を最大活用し、海と生命の共進化史の解読、未到極限生命フロンティアの探査、及び未知なる微生物や大型動物までを網羅した海洋生態系の多様性・機能・動態の理解を通じて、地球環境変動と海洋生態系の相互作用に対する科学的・技術的な知的基盤を構築する。さらに、海洋生態系特有の機能の利用や付加価値の創出を推進することによって、人類の知的資産の創造や産業界等における新たなイノベーションの創出に貢献するための研究・技術開発に取り組む。

(4) 海洋地球の物質科学と資源の持続的活用に資する研究開発

我が国の周辺海域には、自然起源由来の地球システムの根幹をなす基礎物質(元

素、同位体、化合物等）や海洋資源（鉱物資源、エネルギー資源等）が多様な組成と形態で存在している。一方で、人為起源由来の海洋汚染物質（マイクロプラスチック等）も広く存在し、環境に影響を及ぼしている。これらの物質の多くは、起源・組成・分布・相互作用の時空間的変動の要因・環境影響等の理解が未解明のまま残されている。また、人為起源物質の環境調和的な活用や低負荷の素材開発が求められている。

このため、機構は、多様な基礎物質・海洋資源・海洋汚染物質に着目し、その物質動態像・資源形成機構・環境影響の解明を目指すとともに、高い化学分析能力を最大活用し、対象とする物質の機能を詳細に把握し、上記の未解明問題の解決に資する研究開発を進める。そのために、海洋・陸域における、物質科学・地球惑星科学に関わる多角的な観測を実施し、物質動態の理解及び将来予測等に取り組む。

これらの研究開発を通じて得られた先進的かつ学際的な分析技術・調査技術の知見や基礎データを国内外の研究枠組みに還元する。また、国内外の大学、関係研究機関等との連携により、資源の分布や環境影響の推定を含めた水圏—地圏—生命圏の統合的理解の体系化、有用物質機能の利活用の推進及び社会課題解決に向けた取組等に貢献する。

（５）海洋地球情報の高度化及び将来予測のためのデジタルツインに関する研究開発

人間の経済・社会活動が多岐にわたり、人間活動が地球システムの機能に大きな影響を及ぼすに至った今日において、将来にわたって豊かな社会を存続させるためには、相互に関連している地球環境、経済及び社会の諸課題に対して統合的に取り組み、解決していくことが必要となっている。従来、上述（１）～（４）のような個別の研究開発課題で得られる知見を基に、社会的課題の解決に向けて科学的根拠に基づいた意思決定や行動変容につながるような情報の創出が求められている。

このため、機構は、海洋、地球、生命と人間活動の相互作用とその将来変動の予測を行い、社会課題の解決に資する海洋地球デジタルツインの構築を行う。また、海洋地球デジタルツインの構築において、観測・分析データに基づいて物理的・化学的・生物学的プロセスの変化や応答、プロセス間の相互作用を精密に再現することができるデータ科学、数理科学・計算科学を活用した情報地球科学研究を進める。

これらの研究開発により、（１）～（４）で得られた膨大なデータと先端的大規模シミュレーションをもとにした海洋地球デジタルツインを構築し、具体的な事例に適用した海洋、地球、生命に関して科学的知見に基づいた付加価値の高い情報を創生し、社会に向けたその効率的な発信を進める。これらの取組により、

気候変動対応や防災・減災等の様々な分野の社会的課題の解決に貢献する。

(6) 先端的な海洋エンジニアリング研究とシステム開発

広大かつ変化に富んだ海洋において、(1)～(4)の研究開発及びMDAや経済安全保障に資する研究開発をさらに進展させるためには、海洋表層から深海・海底に至る海域で発生する諸現象に対して、より高精度かつ効率的な探査及び観測が求められている。その実現には、先進的な技術研究開発の推進と、その成果を活用した深海等の未知の領域を効率的に探査するシステム及び長期にわたり広範囲な海洋空間を観測するシステムの構築が不可欠である。

このため、機構は、海洋エンジニアリングに関する工学的な基礎研究及び要素技術開発を推進するとともに、そこで培った技術及び得られた知見に基づき、他の研究機関及び民間企業等がもつ技術も組み合わせたシステムの開発及び技術実証に取り組む。

これらの取組を踏まえ、民生利用・公的利用されるシステムを効率的かつ確実な手法で確立することにより、(1)～(4)の研究を推進するとともに、我が国の技術優位性・自律性の確保を示し、MDAや経済安全保障に貢献する。

2. 新たな価値を実現する海洋科学技術の研究開発基盤の維持・強化

(1) 海洋研究プラットフォームの整備・運用・供用及び技術的向上

機構は、機構が保有する海洋研究プラットフォーム（海洋等を調査・観測するための船舶や有人潜水調査船を含む探査機、調査システム）及び関連する施設・設備について、着実な整備を行うとともに、安全性を確保、法令・規制等を遵守し、地球環境に配慮した持続可能な運用を行う。また、その機能及び運用技術の継続的な向上に取り組む。これにより、1.で示した地球環境の動態、地震や火山に関する諸現象、海洋生態系の構造や機能及び物質動態像・資源形成機構・環境影響の解明等の研究成果の最大化に貢献する。

加えて、研究開発成果の円滑な創出に資する観点から、これら海洋研究プラットフォームの各利用者に対する適切かつ高品質な支援の提供に努める。さらに、海洋研究プラットフォームを有効かつ効率的に活用し供することで、適切な外部資金の確保に努め、機構の研究成果の最大化に資するとともに、各利用者や関係機関等、ひいては我が国のみならず世界の海洋科学技術の水準向上及び学術研究の発展に貢献する。

(2) 計算機システム等研究開発基盤の整備・運用・供用及び技術的向上

機構は、機構が運用・整備する計算機システム等及び関連する施設・設備の安定的な運用・供用と関連する技術研究開発を通じて、国内外の利用者への支援を行うとともに、研究成果情報等の収集・管理・公開基盤及びデータ連携基盤の整

備並びに関連技術の高度化を行い、様々な研究データ・サンプル情報や付加価値情報の効果的かつ効率的な情報発信を行う。これらの取組により、気候変動対応や防災・減災等の様々な分野の社会的課題の解決に貢献する。

また、これらの取組は、国内外や関係機関と密接な連携を図りつつ、海洋科学技術を支える計算機システム等の研究開発基盤の利活用を積極的に推進することにより、我が国のみならず世界の海洋科学技術に関する研究開発に貢献する。

3. 研究開発成果の発信を通じた共創・循環システムの構築

機構は、知の創出を加速するため、研究成果や技術開発の最新動向を社会に発信し、それに対するフィードバックを機構内に還流させることでさらに良い成果につなげる共創・循環システムを構築し、以下の（１）～（３）に取り組む。

（１）普及広報活動の推進と未来を担う海洋科学人材の育成

海洋科学技術に関する理解増進を図るため、対象者の属性等を踏まえた戦略的な普及広報活動を行う。活動にあたっては、機構単体ではアプローチが難しい層へも広く周知を行うべく、分野を問わず様々な企業・機関等と連携し、相乗効果を狙った活動にすることが重要である。

加えて、将来の海洋立国を担う研究者及び技術者を育成するため、大学、民間企業、公的研究機関等との連携体制を強化するとともに、次世代人材の育成及び裾野の拡大に貢献する海洋 STEAM 教育などの取組を推進する。

（２）産学官との共創によるイノベーションへの貢献

社会課題の解決と国益の増進に資するため、研究・運用・技術開発で得られた知見を活用し、国や地方公共団体、大学、研究機関、企業などの多様な主体と連携・共創を推進する。

また、研究開発成果から生まれるノウハウ、アイデア等の活用対象となり得る知的財産については、社会的ニーズを踏まえた利活用の拡大を図り、加えてベンチャー起業化による活用を進めるとともに、知的財産に限らない機構の技術力やリソースについては、それらの価値や特性を最大限踏まえて戦略的に活用し、時宜を得た方法で収益化に取り組む。

（３）海洋科学技術に関する政策・プロジェクトへの知見の提供

機構は、機構及び我が国の国際的プレゼンス向上と地球規模現象や地球生命の科学的理解を深化させるため、世界の研究機関との共同研究や協定を推進するとともに、国際枠組みにも積極的に参画し、科学的知見を提供する。また、我が国の研究開発力の向上及び海洋科学技術政策の立案等に貢献するため、海洋を中心とした政策、研究開発及び技術動向に関する国内外の情報を継続的に収集・分析

し、得られた知見を研究・技術開発に還元するとともに、海洋基本計画や科学技術・学術審議会海洋開発分科会をはじめとする国の政策形成の場において、情報提供や提案を行う。

IV 内部統制と業務効率化に関する事項

1. 内部統制の実施

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）等を踏まえ、内部統制を整備する目的である業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性を達成する。

業務の遂行に当たっては、コンプライアンスの推進、研究インテグリティ・研究セキュリティへの対応、情報セキュリティの維持及び向上に注力する。

コンプライアンスについては、法令に基づき不正の防止や安全の確保を徹底する。機構のすべての役職員が、高い倫理観と自己規律に基づきコンプライアンスを誠実に実践する。

また、研究活動の国際化・オープン化に伴う新たなリスクに対応し、機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」及び「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」等を踏まえ、必要となる研究セキュリティ・研究インテグリティ対策を引き続き推進する。

さらに、情報セキュリティについては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づく対策を実施し、ICT を活用した業務効率化や情報資産の保護を図るとともに、リスク評価や対策更新を継続的に行い、情報システムの計画的更新や職員研修を通じて意識向上を図る。

加えて、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、情報公開を行うとともに、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報を適切に取り扱う。

業務の遂行に当たっては、安全の確保に十分に留意して行うこととし、業務の遂行に伴う事故の発生を事前に防止し業務を安全かつ円滑に推進できるよう、法令に基づき、労働安全衛生管理を徹底する。

2. 業務の合理化・効率化

機構は、ICT の活用等による業務運営、事務手続を逐次見直す仕組みを構築し、調達の合理化、効率的な運営体制の確保等に引き続き取り組むことにより、業務の合理化・効率化を図るものとする。

運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの及び拡充されるもの並びに法人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費等の特殊要

因経費を除き、令和7年度を基準として、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）及びその他の事業費（人件費及び公租公課を除く。）について、業務の合理化・効率化の取組により、引き続き効率的な執行に努め、物価等の上昇の影響を除き、本中長期目標期間の最終年度において、前中長期目標期間の最終年度と同額以下とする。なお、新規に追加されるもの及び拡充されるものは翌年度から効率化を図るものとする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、役職員給与の在り方について検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することにより、業務の公正性、透明性を確保しつつ契約の合理化を図る。また、内部監査や契約監視委員会により取組内容の点検・見直しを行う。

V 財務内容の改善に関する事項

機構は、予算の効率的な執行による経費の削減に努めるとともに、受託収入、特許実施料収入、施設・設備の使用料収入等の自己収入や競争的研究費等の外部資金の確保、増加、活用等に努める。

独立行政法人会計基準等を踏まえ、運営費交付金の会計処理として、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行するものとする。必要性がなくなつたと認められる保有資産については適切に処分するとともに、重要な財産を譲渡する場合は計画的に進めるものとする。

VI その他業務運営に関する重要事項

1. トップマネジメントの強化

機構は、海洋科学技術の中核的機関として科学技術水準の向上と学術研究の発展及び成果の普及を図るため、ガバナンス強化に取り組む必要がある。理事長は運営方針を示し、役職員との対話や部門間連携を促進することで、情報や提案を意思決定に反映させ、風通しの良い組織運営を推進する。また、経営資源の配分を見直し、柔軟かつ機動的な運営を行うとともに、研究環境を取り巻くリスクへの対応力を高め、的確なリスクマネジメントを実施する。さらに、内部だけでなく外部からの助言や評価結果を業務に反映させることでPDCAを循環させ、中長期目標達成に適したマネジメントを実現する。

2. 人事に関する事項

研究開発成果の最大化と効果的・効率的な業務運営を図るため、高い専門性、俯

瞰力、リーダーシップ等を持った多様な人材の確保及び育成に取り組む。特に、クロスアポイントメント制度等の活用を図ることで、優秀な研究者等を国内外から積極的に確保する。また、適材適所の人員配置や、職員のモチベーションを高めるよう適切な評価・処遇を行うとともに、多様化した働き方に対応するため、職場環境の維持・向上に努め、生産性向上を図る。なお、機構における人材確保・育成については、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）第 24 条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

3. 施設及び設備に関する事項

業務に必要な施設や設備については、老朽化対策を含め必要に応じて重点的かつ効率的に更新及び整備する。